

◎建設省告示第百三十八号
 砂防法第二條により砂防設備を要する土地を左の通り指定する。

昭和二十四年三月二日

建設大臣 益谷 秀次

日野郡

石見川

石見村大字神戸上字鳥渡奥の切一三〇
 三番地上流筆境を対岸に延長した線より日野川合流点に至る区間国有河川敷全部